

【事案VI-10】遡及契約作成請求

・平成 31 年 3 月 26 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は有利な条件での資産運用をすべく、平成 27 年から被申立人支店を訪問し、建物共済について、加入の相談をしていた。平成 28 年 3 月に契約時必要資金を用意して同支店を訪問したが、1 年後の平成 29 年 3 月においても同じ条件で契約できると認識して同時点における契約締結を見合わせた。しかしながら、平成 28 年 7 月に被申立人が資産運用的な性格を持つ建物共済の予定利率を変更（年 1.5%⇒年 0.5%）した。

申立人は資産運用としての建物共済の契約締結意向について本件担当者に伝えていたにもかかわらず、予定利率の変更について知らされなかったために、有利な条件で契約できる機会を逸したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、共済担当者が平成 28 年 3 月に誤った説明をしなければ契約していたであろう条件（予定利率 1.5%）において、遡及した建物共済契約を締結せよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 条件が最も有利となるタイミングで建物共済の契約をするために、平成 27 年より何度か共済担当者と相談を重ねていた。平成 28 年度に適用される予定利率が平成 28 年 3 月には判明するとの認識にもとづき、契約時期を平成 28 年 3 月にするか平成 29 年 3 月にするかを決める意向について共済担当者に伝え、契約時に必要な資金を貯金口座に入金して支店を訪問した。

申立人は、「平成 29 年 3 月末までは予定利率および共済掛金は変わらない」との説明を聞き、それならば建物共済の新規契約を 1 年後の平成 29 年 3 月まで見送る意向を伝えた。

なお、申立人は同日に、被申立人電話相談センターに架電して、建物共済は年度毎に掛金が決定されていることを再確認している。

(2) 平成 29 年 3 月、申立人が支店を訪問した際に「1 年前には契約時払込掛金 204 万円程度だったが、現時点では 270 万円程度になってしまう」旨を説明され、1 年前に案内されていた掛金では契約できないことを告げられた。当該回答では申立人として受容できない意向を伝え、再検討いただくように要請したが結果は変わらなかった。

- (3) 消費者として、金融商品について勉強し、十分に検討して火災共済の契約時期について事前に相談していたにもかかわらず、申立人担当者の確認不足や誤案内によって予定利率引下げ前の有利な掛金による契約機会を失った。遡及した建物共済契約の締結を求める。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求を認めない、との判断を求める。

2. 答弁の理由

申立人が、担当者が予定利率および共済掛金が平成 29 年 3 月末まで変わらない旨説明したという点については否認する。

申立人は火災共済の契約をすることについて話が決まっていた趣旨の主張をしているが、申込書など契約締結に向けての具体的な手続きは何ら履践されていない状態であった。また、平成 28 年 3 月に作成交付した保障設計書には、有効期限が平成 28 年 4 月と記載されており、申立人はその有効期限経過後の平成 29 年 3 月に同条件で契約しようとしているが、被申立人として認められるものではない。

本件申立ては、未だ共済契約が締結されていない内容に関するものであり、「共済契約にもとづくものでない」、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第 16 条第 7 号ならびに第 10 号に基づき、裁定審議の対象とはならないものと思慮する。

＜裁定の概要＞

裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第七号における「主たる申立ての内容が共済契約にもとづくものでない場合」および第十号のうち「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適当でないと思慮されるため、申立てを不受理とした。